

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 7 年度）

住 所 横浜市西区北幸二丁目 9 番 1 4 号

事業者名 相模鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野 雅之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄 道駅	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ホームドア 誘導ブロック エスカレー ター音声案内	・全ての駅にホームドアを整備する。（2015年度から順次設置、2026年6月に海老名駅へ設置し全駅整備完了） ・新基準に適合していない「視覚障害者誘導用ブロック」について、JIS T9251に適合したものへの更新を行う。（対象11駅、2026年度は相模大塚駅・南万騎が原駅を予定） ・未整備の2駅については、昇降機更新に合わせ設置する。（相模大塚ESC3基：2026年7月、さがみ野ESC3基：2027年度上期予定）	2駅（二俣川・三ツ境駅）を整備。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
点検の実施	・公共交通移動円滑化基準に適合した車両および旅客施設に係る点検を実施する。（2025年度）	計画の通り実施済み。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
近接施設への誘導	・横浜駅においては、スペースおよび建物構造上の理由により3番線降車ホームにのみエレベーターを設置してあるため、近接する商業施設エレベーター（7:00～23:00利用）へ誘導している。（継続中）	計画の通り実施済み。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリーに関する情報の提供	・ ホームページや相鉄線アプリにおいて、各駅のバリアフリー設備の情報を今年度も継続して提供する。	計画の通り実施済み。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・ 2012年11月以降、全駅係員が「サービス介助士」の資格を取得しているが、引続き、駅に配属になった係員には、速やかにサービス介助士の資格を取得させる。 (2025年度)	計画の通り実施済み。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけ・サポート運動	・ 駅係員や周囲のお客さまが、お手伝いが必要なお客さまに対して積極的に声かけを行う「声かけ・サポート」運動を今年度も継続して推進する。	計画の通り実施済み。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ 他の接続する交通機関(JR、東急、小田急電鉄等)と案内サイン等の表示を統一化した。 ・ お客さまからのご意見や社員の気づきを集約し、社内で共有するとともに、方針策定の検討材料とした。
--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載 https://www.sotetsu.co.jp/train/safety/barrierfree/
--

(4) その他

特になし。

鉄道事業者名	共用駅 鉄軌道線路の名称		所在都府県市町村	一日当たり の利用者数	有人駅の別	公共交通機関との連携有無	差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットホームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他機材の設置数	傾斜率の数値	視覚障害者の利用に配慮した設備の有無	案内表示機の設置数	備品の有無	乗降口の改良の有無	対向側の改築の有無	障害物の撤去の有無	車いす用の滑り止め敷き等の設置の有無	
相模鉄道	横浜駅	相鉄本線	神奈川県横浜市西区	316,524人				4	4	1(1)基	7基	基	箇所		○	○	○	○	○	4	○
相模鉄道	平沼橋駅	相鉄本線	神奈川県横浜市西区	9,403人		○	○	1	1	1(1)基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
相模鉄道	西横浜駅	相鉄本線	神奈川県横浜市西区	15,401人		○	○	1	1	1(1)基	1基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
相模鉄道	天王町駅	相鉄本線	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	23,643人		○	○	2	2	2(2)基	4基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	星川駅	相鉄本線	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	30,526人		○	○	2	2	4(4)基	6基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	和田町駅	相鉄本線	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	14,682人		○	○	2	2	3(3)基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	上里川駅	相鉄本線、相鉄新横浜線	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	22,954人		○	○	2	2	4(4)基	4基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	西谷駅	相鉄本線、相鉄新横浜線	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	29,202人		○	○	2	2	3(3)基	6(1)基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	鶴ケ峰駅	相鉄本線	神奈川県横浜市旭区	57,160人		○	○	2	2	3(3)基	4基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	二俣川駅	相鉄本線、相鉄いずみ野線	神奈川県横浜市旭区	78,966人				2	2	3(3)基	6基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	希望ヶ丘駅	相鉄本線	神奈川県横浜市旭区	32,239人			○	2	2	4(4)基	6基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	三ツ境駅	相鉄本線	神奈川県横浜市瀬谷区	52,035人			○	2	2	4(4)基	5基	基	1(1)箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	瀬谷駅	相鉄本線	神奈川県横浜市瀬谷区	41,793人		○	○	2	2	2(2)基	2基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	大和駅	相鉄本線	神奈川県大和市	111,990人		○	○	1	1	1(1)基	3基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
相模鉄道	相模大塚駅	相鉄本線	神奈川県大和市	14,746人			○	1	1	3(3)基	3基	基	箇所		○	○	○	○	○	1	○
相模鉄道	さがみ野駅	相鉄本線	神奈川県海老名市	34,989人			○	2	2	4(4)基	3基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	かしわ台駅	相鉄本線	神奈川県海老名市	17,914人			○	2	2	2(2)基	4基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	海老名駅	相鉄本線	神奈川県海老名市	115,034人			○	1	1	1(1)基	2基	基	箇所		○	○	○	○	○	1	○
相模鉄道	南万騎が原駅	相鉄いずみ野線	神奈川県横浜市旭区	10,518人				2	2	2(2)基	2基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	緑園都市駅	相鉄いずみ野線	神奈川県横浜市泉区	21,305人		○	○	2	2	2(2)基	2基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	弥生台駅	相鉄いずみ野線	神奈川県横浜市泉区	14,695人			○	2	2	2(2)基	2基	基	1箇所		○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	いずみ野駅	相鉄いずみ野線	神奈川県横浜市泉区	13,248人			○	2	2	3(3)基	4基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○
相模鉄道	いずみ中央駅	相鉄いずみ野線	神奈川県横浜市泉区	15,813人		○	○	1	1	1(1)基	1基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
相模鉄道	ゆめが丘駅	相鉄いずみ野線	神奈川県横浜市泉区	8,724人		○	○	1	1	1(1)基	1基	基									

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 7 年度）

住 所 横浜市西区北幸二丁目 9 番 1 4 号

事業者名 相模鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野 雅之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。